

宇部工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務に関する 公募要領

1. 事業名

宇部工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務

2. 調達の趣旨

学生・教職員等の福利厚生のため自動販売機の設置及び管理運営を行うことを目的とする。

3. 事業の内容

事業内容	自動販売機の設置及び管理運営業務
委託期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日まで（更新なし）

4. 企画競争に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和元年度に中国又は九州・沖縄地域の「物品の販売」のA, B, C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の処置を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる法人等は、企画競争に参加することができない。
 - ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している法人等
 - ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

5. 企画提案書等の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所，企画競争の内容を示す場所及び問合せ先

〒755-8555 山口県宇部市常盤台2丁目14番1号
宇部工業高等専門学校 総務課契約係
TEL 0836-35-4971
FAX 0836-35-4998
E-mail youdo@ube-k.ac.jp

(2) 企画提案書の提出方法

① 提出方法は，紙媒体6部を郵送又は持参すること。

○ 送付

- ・ 簡易書留で送付すること。
- ・ 提案書類は紙媒体で提出すること。

○ 持参

- ・ 受付時間：平日8時30分～17時00分（12時5分～12時50分を除く）
- ・ 提案書類は紙媒体で提出すること。

(3) 提出書類【別紙様式1】

① 企画提案書表紙

- ・ 企画提案書に関する事務連絡先（担当者氏名）を明記すること。

② 企画提案書

- ・ 日本語及び日本国通貨単位で表記すること。
- ・ 本要領，仕様書及び審査基準を熟覧のうえ提案しなければならない。この場合において，本要領等に疑義がある場合は，上記問い合わせ先に説明を求めることができる。
- ・ 表紙の次に目次（任意様式）を付して作成し，全体をまとめて1部とすること。
- ・ 用紙の大きさは，フロー及び図を除きA4縦判，横書きとする。
- ・ 使用する文字の大きさは，10.5ポイント以上とする。
（但し，フロー及び図に使用する文字はこの限りではない。）
- ・ 提案書の右下に通しのページ数を記すこと。（表紙，目次はページ数に含まないものとする。）フロー及び図についても，これに準じてページ数を記すこと。
- ・ 記載事項に該当項目がない又は記載を希望しない場合は，その旨を明記すること。

③ 履行ができることを証明する書類【別紙様式2】

- ・ 令和元年度の一般競争（指名競争）参加資格の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを1部提出すること。
- ・ 本要領の4 企画競争に参加する者に必要な資格（1），（3）及び（4）に該当しない者であることを誓約した書類（誓約書）【別紙様式2】を1部提出すること。

(4) 企画提案書の提出期限

提出期限： 令和元年 12 月 25 日（水）17 時【必着】

提出先： 上記 6（1）に示す場所

(5) その他

- ・ 企画提案書等の作成費用については，選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また，提出された企画提案書等については返却しない。
- ・ 選考にあたっては，必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

6. 選定方法等

(1) 選定方法

宇部工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務受託事業者選定委員会において企画提案書に基づき書類審査を実施し決定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選考結果の通知

選定終了後，全ての提案者に選定結果を通知する。

7. 契約締結

選定の結果，契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお，契約条件等が合致しない場合には，契約締結を行わない場合がある。その場合は，次順位者と協議する。

8. スケジュール

- | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|-------------------------------|-------------------------|
| ① | 公 | 募 | 開 | 始 | ： | 令和元年 12 月 2 日（月） | |
| ② | 提 | 案 | 書 | 締 | 切 | ： | 令和元年 12 月 25 日（水）17 時必着 |
| ③ | 書 | 類 | 審 | 査 | ： | 令和 2 年 1 月 6 日（月）～1 月 17 日（金） | |
| ④ | 契 | 約 | 締 | 結 | ： | 令和 2 年 1 月下旬 | |

9. その他

事業実施にあたっては，契約書及び企画提案書等を遵守すること。

宇部工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務仕様書

1. 件名

宇部工業高等専門学校（以下「委託者」という。）自動販売機設置及び管理業務一式

2. 事業の目的

学生・教職員等の福利厚生のため自動販売機の設置及び管理運営を行うことを目的とする。

3. 事業の内容

自動販売機の設置及び管理運営業務

4. 契約期間

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日まで（更新なし）

5. 設置場所、種類及び設置台数

宇部工業高等専門学校 校舎地区・寄宿舍地区（別紙1～2参照）

	No.	設置場所	種類	容器
校舎地区	1	学生会館北側	飲料	缶・ペットボトル・瓶等
	2			
寄宿舍地区	3	食堂棟前	飲料	缶・ペットボトル・瓶等
	4			
	5			
	6			
	7	食品	カップ麺・パン・菓子等	
	8	課外活動棟前	飲料	缶・ペットボトル・瓶等

6. 禁止事項

- ①たばこ、酒類及び類似品の販売は認めない。
- ②受託者は、一切の商品取引を自らの名義で行うこととし、委託者の名義を使用してはならない。

7. 自動販売機の設置及び管理業務

受託者は、自動販売機の設置及び管理業務を自らの責任で行う。

【ア. 自動販売機等に求める機能等】

- ①省エネ・グリーン購入法対応仕様のものであること。
- ②偽造通貨・紙幣の使用防止対策が施されていること。また、「自動販売機の据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ③電子マネー対応可能であることが望ましい。
- ④自動販売機の設置にあたっては、設置場所の特性・事情を鑑み、適正な転倒防止対策を施すこと。

⑤自動販売機は、法令等で定める定期点検等を行い、故障が生じないように努めること。

【イ. 販売する飲料に求めること】

①販売する飲料は、ペットボトル、缶（スチール・アルミ）及びガラス瓶飲料とする。これ以外のもの（上記分類以外のもの）は、受託者から要望があった場合に限り、委託者と協議のうえ設置について決定することとする。

②販売する飲料は、受託者の提案によるものとするが、年間販売品、季節商品及び新商品等、広く利用者の要望を満たす形で適宜入れ替えを行うこと。

ただし、No. 3の自動販売機については、学生から要望の多いエナジードリンクを多めに配置すること。また、No. 8は、スポーツドリンクを多めに配置し、ビタミンCを摂取できる飲料も取り入れること。

③販売する飲料の価格は、学生・教職員等の福利厚生目的であることを考慮し、より安価な金額設定とすること。販売価格は、原則としてメーカー希望小売価格より一律10円以上値引きすること。この値引きが困難な一部の飲料については当該飲料ごとに販売価格を設定する。具体的な販売価格は、別途提出する企画提案書に記載する提案を基に、委託者と協議のうえ決定するものとする。

なお、物価変動や税金等で当初提示値引き額の維持が困難となることが想定される場合は、価格改定を希望する2ヶ月前までに総務課契約係へ文書をもって申し入れ、委託者と協議のうえ変更することとする。

④商品を購入する際、商品補填時の人為的ミス又は機械的誤作動等により選択した商品と異なる商品が出てきた場合には、誤商品と返品する場合に限り返金にて対応すること。

⑤賞味期限切れの飲料が販売されることのないよう品質管理に努めること。

⑥適正な在庫補充及び衛生管理に努めること。

⑦関係法令を遵守し、飲料の販売にあたって必要な関係機関等への届出を行うこと。

【ウ. 販売する食品に求めること】

①販売する食品は、カップ麺（給湯設備は不要）、パン、菓子等とし、カップ麺は必須とする。売上等の状況により、これ以外の商品に入替を希望する場合は、委託者と協議のうえ入替えについて決定することとする。

②販売する食品は、受託者の提案によるものとするが、年間販売品、季節商品及び新商品等、広く利用者の要望を満たす形で適宜入れ替えを行うこと。

③販売する食品の価格は、学生・教職員等の福利厚生目的であることを考慮し、より安価な金額設定とすること。販売価格は、原則として市場価格より安価とすること。具体的な販売価格は、別途提出する企画提案書に記載する提案を基に、委託者と協議のうえ決定するものとする。

なお、物価変動や税金等で当初提示値引き額の維持が困難となることが想定される場合は、価格改定を希望する2ヶ月前までに総務課契約係へ文書をもって申し入れ、委託者と協議のうえに変更することとする。

④商品を購入する際、商品補填時の人為的ミス又は機械的誤作動等により選択した商品と異なる商品が出てきた場合には、誤商品と返品する場合に限り返金にて対応すること。

⑤賞味期限切れの飲料が販売されることのないよう品質管理に努めること。

⑥適正な在庫補充及び衛生管理に努めること。

⑦関係法令を遵守し、飲料の販売にあたって必要な関係機関等への届出を行うこと。

【エ. その他】

①在庫補充にあたっては、学生・教職員等の通行等の支障とならないよう留意すること。

②本校内で在庫補充等に携わる者は、名札を着用すること。

③代金の回収及びつり銭の補充は、受託者が行うこと。飲料の販売及びつり銭にかかる利用者からの苦情は速やかに受託者が対応にあたること。なお、利用者の要望については、委託者と協議のうえ対応にあたることとする。

④自動販売機に併設した場所（該当スペースがない場合はその付近）に、販売する飲料の種類（ペットボトル、缶（スチール・アルミ）、ガラス瓶）に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、受託者の責任で回収すること。なお、自動販売機で販売している飲料以外の使用済み容器が混入する可能性が考えられるが、それは本契約の範囲内とし、委託者では対処しない。

ただし、使用済み容器以外のものが混入した場合に限り、委託者の責任において回収し、警告等の再発防止対策を取ることとする。また、受託者の責任により、販売する飲料の種類（ペットボトル、缶（スチール・アルミ）、ガラス瓶）の混在を認めた使用済み容器の回収ボックスを設置することで回収ボックスの減数を図る場合には、適正に分別処理することを前提に認める。

⑤自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス付近は、受託者が適宜清掃し、衛生管理に努めることとする。

⑥自動販売機への故障等（つり銭トラブルを含む）のクレームに対する対応は、受託者において速やかに処理することとし、連絡先を自動販売機の目につくところへ明示すること。

⑦自動販売機設置場所の移動又は撤去については、委託者からの要望がある場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。

⑧販売商品（衛生管理に起因するものを含む。）及び自動販売機に起因する事故による委託者又は第三者への賠償は、受託者の責任において全て行うこと。

⑨自動販売機設置場所を含めた改修工事等を実施する場合の工事期間中は、自

自動販売機の移設及び撤去等を協議し決定する。なお、撤去、移設及び再設置にかかる費用は、受託者が負担すること。

また、停電を伴う工事等を実施する場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。

6. 売上手数料

具体的な売上手数料は、別途提出する企画提案書に記載する提案を基に、委託者と協議のうえ決定するものとする。

なお、物価変動や税金等で当初提示した手数料の維持が困難となることが想定される場合は、手数料改定を希望する2ヶ月前までに総務課契約係へ文書をもって申し入れ、委託者と協議のうえ変更することとする。

受託者は、半期毎に、売上高に契約書に定めた売上手数料率(%)を乗じた金額(1円未満切捨)を、本校が指定する口座に納付すること。なお、振込手数料は受託者の負担とする。その際、併せて各月の売上高及び売上数量を報告すること。

7. 不動産貸付料

本業務は、学生・教職員への福利厚生を目的とするため、不動産貸付料は免除する。

8. 光熱水料

光熱水料は、受託者において取り付けた子メーターに基づき、委託者において毎月検針する。受託者は、使用した光熱水料費を本校が指定する口座へ期限までに振り込むこと。

なお、振込にかかる手数料は受託者の負担とする。

9. 必要経費

以下の必要経費は、受託者が負担するものとする。

- ①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費等
- ②自動販売機の管理上、必要な機器(検針用の子メーター)類の取付費、原状回復に係る費用
- ③光熱水費
- ④清掃・ゴミ処分費(ゴミ箱等含む)
- ⑤受託者の都合による設備変更(配管、電気工事)
- ⑥その他、自動販売機の維持管理に係る費用全て

10. 原状回復

受託者は、契約期間が満了するとき又は契約書に基づき、契約が解除されたときは速やかに原状回復すること。

11. 大規模災害発生時の自動販売機内飲料の取扱い

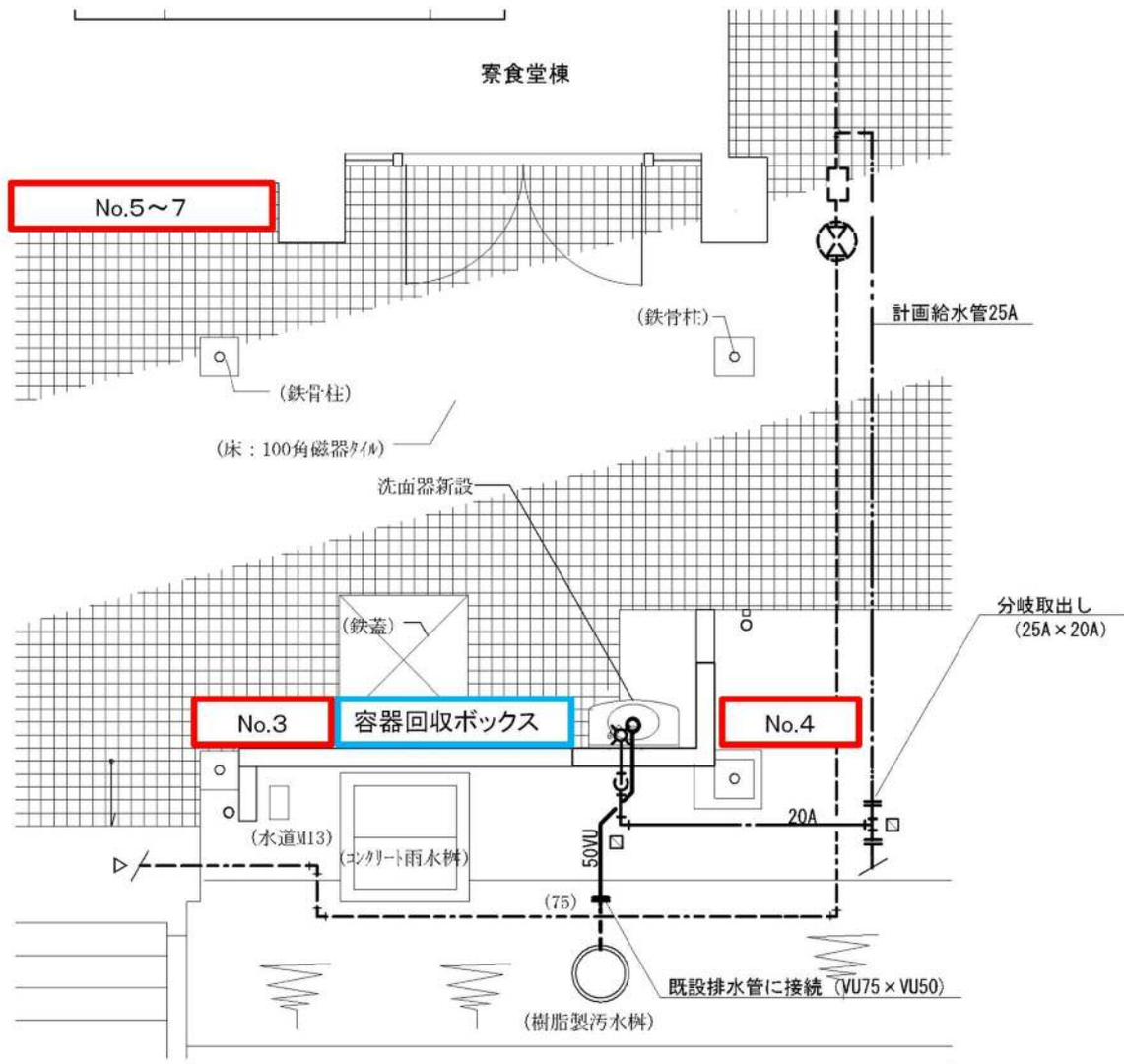
委託者の所在地において大規模災害が発生した際には、受託者の許可を得ることなく、自動販売機の飲料等を被災者へ無償で提供できること。

ただし、大規模災害とは、地震・津波・台風等の発生により、被災地へ向かう交

通網が麻痺し，水道・電気等のライフラインが断たれた時を指す。

1 2. その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは別途協議する。



業務委託契約書(案)

委託件名 宇部工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構宇部工業高等専門学校契約担当役事務部長 大西由喜男 と 受託者 との間において、上記の委託業務について、次の条項により、委託契約を結ぶものとする。

(目的)

第1条 本契約は、学生及び教職員等に対する福利厚生の実施と来校者へのサービスのため学内に自販機を設置して、飲料等を提供することを目的とするものである。

(設置)

第2条 委託者は、受託者の自販機を委託者の管理する場所に別表1のとおり設置し、飲料等の販売を行うことを承認する。

2 受託者は、事前に設置する自動販売機の機種について委託者の承認を得るものとする。

3 受託者は、省エネに配慮した自販機を設置するものとする。

4 受託者が設置する自販機の設置費用(電源工事、電気メーター取付を含む)、機器の保守維持及び補修に要する費用は、受託者が負担するものとする。

(期間)

第3条 本契約の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(建物等の使用料)

第4条 委託者は、受託者に自販機設置のため建物等を無償で使用させるものとする。

(建物使用上の制限)

第5条 受託者は、自販機設置のため使用する建物等を他の用途に供してはならない。

2 受託者は、自販機設置のため使用する建物等を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(光熱水料)

第6条 受託者が設置する自販機の稼働に要した光熱水料は、受託者が負担するものとする。

(販売商品及び販売価格)

第7条 受託者が販売する商品及び販売価格は、別表2のとおりとする。販売商品及び販売価格を変更する場合は、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

(売上金の帰属)

第8条 自販機による売上金は、受託者に帰属するものとする。

(売上金及び販売手数料)

第9条 受託者は、半期毎に、自動販売機の売上高に別表2定める売上手数料率(%)を乗じた金額を、本行に納付するものとする。納付方法は、銀行振込(振込手数料は受託者負担)とすること。なお、1円未満は切り捨てる。

2 受託者は、自動販売機の売上高及び売上数量を、半期毎に集計し、翌月末日までに、委託者に報告するものとする。

一 4月1日～9月30日分を10月31日までに報告

二 11月1日～3月31日分を4月30日までに報告

(備品等)

第10条 自販機に設置する使用済み容器の回収ボックス入れは、受託者の負担により設置するものとする。

2 使用済み容器の回収ボックスの修理・更新等を必要とする場合は、受託者の負担により速やかに実施するものとする。

(商品の補充)

第11条 受託者は、商品が品切れとなったときは速やかに補充するものとする。

(衛生管理)

第12条 受託者は、販売商品が賞味期限切れとならないように注意し、賞味期限切れとなったものは直ちに廃棄処分するものとする。また、空き容器入れの衛生管理に充分注意すること。

(代金の回収・釣り銭の補充)

第13条 受託者は、代金の回収及び釣り銭の補充について、売上に応じて適切に対応するものとし、釣り銭の苦情がある場合は、速やかに対応するものとする。

(空き容器等の回収)

第14条 受託者は、空き容器等の回収を売上に応じて適切に実施するものとする。また、回収について苦情・要望がある場合は、速やかに対応するものとする。

(自販機周辺の清掃)

第15条 受託者は、空き容器等回収の際に自販機周辺の清掃を行うものとする。また、清掃についての苦情・要望がある場合は、速やかに対応するものとする。

(クレーム対応等)

第16条 受託者は、自販機の故障や商品の品切れ、釣り銭がでない等のクレームに対して、速やかに対応するものとし、クレームへの連絡先を自販機に明示するものとする。

(安全管理)

第17条 受託者は、自販機を設置する際、転倒防止の装置など安全に充分配慮するものとする。

(メンテナンス及び点検)

第18条 受託者は、自販機のメンテナンス及び点検(AED含む)を定期的を実施し、故障等生じないように配慮するものとする。

(自販機の移動・撤去)

第19条 受託者は、自販機の設置場所の移動又は撤去について、委託者から要望がある場合は、委託者・受託者協議のうえ、誠意をもって対応するものとする。

(原状回復)

第20条 受託者は、契約終了時に受託者の経費負担により直ちに自販機を撤去し、設置場所を原状に回復するものとする。ただし、委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(賠償責任)

第21条 受託者は、販売商品(衛生管理に起因するものを含む。)又は自販機により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(契約解除)

第23条 委託者は、受託者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りではない。
 - 二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受託者は、この契約に関して、第1項の各号に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

第24条 委託者は、次の各号に該当する事由があるときは、本契約を解除することができるものとする。

- 一 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等であると認められるとき。
- 二 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等であると認められるとき。
- 三 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等であると認められるとき。
- 四 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等であると認められるとき。
- 五 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している法人等であると認められるとき。
- 六 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等であると認められるとき。

第25条 委託者又は受託者が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、4ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。

(協議事項)

第26条 その他、本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義を生じたときは、委託者・受託者誠意をもって協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者・受託者は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和元年 月 日

委託者 山口県宇部市常盤台二丁目14番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構
宇部工業高等専門学校
契約担当役事務部長 大西 由喜男

受託者

別表 1

	No.	設置場所	種類	容器
校舎地区	1	学生会館北側	飲料	缶・ペットボトル・瓶等
	2			
寄宿舍地区	3	食堂棟前	飲料	缶・ペットボトル・瓶等
	4			
	5			
	6			
	7	食品	カップ麺・パン・菓子等	
	8	課外活動棟前	飲料	缶・ペットボトル・瓶等

別表 2

メーカー	種類	規格	標準小売価格	校内売価	売上手数料率
	缶	○ml	○円	○円	○%
	ペットボトル				
	瓶				
	アイスクリーム				
	カップ麺				

審 査 基 準

I. 受託事業者の決定方法

提案された企画提案書について審査を行い、各評価項目の得点合計が「最も高い者」を受託事業者に決定する。

II. 審査方法

宇部工業高等専門学校 自動販売機設置及び管理業務受託事業者選定委員会（以下、選定委員会という。）において、企画提案書に基づき書類審査し決定する。

必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

(1) 【第一次審査】企画提案書の仕様書の要件による合・否

(2) 【第二次審査】企画提案書の評価項目による審査

別紙で定めた評価項目ごとの審査基準による段階評価とし、選定委員会の各委員が評価した結果の合計の数値を当該提案者の得点とする。

IV. 評価項目

別紙のとおり

【第一次審査】書類審査項目

選定委員：

仕様書の要件		合	否
1	省エネ・グリーン購入法対応仕様のものであること。		
2	偽造通貨・紙幣の使用防止対策が施されていること。また、「自動販売機の据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。		
3	自動販売機の設置にあたっては、設置場所の特性・事情を鑑み、適正な転倒防止対策を施すこと。		
4	自動販売機は、法令等で定める定期点検等を行い、故障が生じないように努めること。		
5	商品を購入する際、商品補填時の人為的ミス又は機械的誤作動等により選択した商品と異なる商品が出てきた場合には、誤商品と返品する場合に限り返金にて対応すること。		
6	賞味期限切れの飲料が販売されることのないよう品質管理に努めること。		
7	適正な在庫補充及び衛生管理に努めること。		
8	関係法令を遵守し、飲料の販売にあたって必要な関係機関等への届出を行うこと。		
9	在庫補充にあたっては、学生・教職員等の通行等の支障とならないよう留意すること。		
10	本校内で在庫補充等に携わる者は、名札を着用すること。		
11	代金の回収及びつり銭の補充は、受託者が行うこと。飲料の販売及びつり銭にかかる利用者からの苦情は速やかに受託者が対応にあたること。なお、利用者の要望については、委託者と協議のうえ対応にあたることとする。		
12	自動販売機に併設した場所（該当スペースがない場合はその付近）に、販売する飲料の種類（ペットボトル、缶（スチール・アルミ）、ガラス瓶）に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、受託者の責任で回収すること。なお、自動販売機で販売している飲料以外の使用済み容器が混入する可能性が考えられるが、それは本契約の範囲内とすること。		
13	自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス付近は、受託者が適宜清掃し、衛生管理に努めること		

14	自動販売機への故障等（つり銭トラブルを含む）のクレームに対する対応は、受託者において速やかに処理することとし、連絡先を自動販売機の目につくところへ明示すること。		
15	自動販売機設置場所の移動又は撤去については、委託者からの要望がある場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。		
16	販売商品（衛生管理に起因するものを含む。）及び自動販売機に起因する事故による委託者又は第三者への賠償は、受託者の責任において全て行うこと。		
17	自動販売機設置場所を含めた改修工事等を実施する場合の工事期間中は、自動販売機の移設及び撤去等を協議し決定する。なお、撤去、移設及び再設置にかかる費用は、受託者が負担すること。 また、停電を伴う工事等を実施する場合には、協議のうえ、誠意をもって対応すること。		
18	受託者は、半期毎に、売上高に契約書に定めた売上手数料率(%)を乗じた金額（1円未満切捨）を、本校が指定する口座に納付すること。なお、振込手数料は受託者の負担とする。その際、併せて各月の売上高及び売上数量を報告すること。		
19	光熱水料は、受託者において取り付けた子メーターに基づき、委託者において毎月検針する。受託者は、使用した光熱水料費を本校が指定する口座へ期限までに振り込むこと。 なお、振込にかかる手数料は受託者の負担とする。		
20	以下の必要経費は、受託者が負担するものとする。 ①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費等 ②自動販売機の管理上、必要な機器（検針用の子メーター）類の取付費、原状回復に係る費用 ③光熱水費 ④清掃・ゴミ処分費（ゴミ箱等含む） ⑤受託者の都合による設備変更（配管、電気工事） ⑥その他、自動販売機の維持管理に係る費用全て		
21	受託者は、契約期間が満了するとき又は契約書に基づき、契約が解除されたときは速やかに原状回復すること。		
22	委託者の所在地において大規模災害が発生した際には、受託者の許可を得ることなく、自動販売機の飲料等を被災者へ無償で提供できること。 ただし、大規模災害とは、地震・津波・台風等の発生により、被災地へ向かう交通網が麻痺し、水道・電気等のライフラインが断たれた時を指す。		

【第二次審査】評価項目及び得点配分基準

	評価項目（要求要件）	得点配分基準（学内のみ）	配点	採点
1. 提供商品	①商品構成その1（商品の種類）			
	自動販売機で提供を予定している飲料について①年間共通②夏季のみ③冬季のみ④その他限定品に分け、提供できるメーカーごとに、商品名・容量・商品形状をリストにて示すこと。		0～3	
	②商品の構成その2（要望への対応）			
	教職員から商品構成について強い要望があった場合、その対応（可能な場合はその手続き及び要する時間）について具体的に説明を行うこと。		0～1	
	③提供価格（説明、金額）			
飲料の提供価格は、福利厚生の一環及び不動産貸付料の免除を理由とし、安価で提供を求めることとするため、メーカー希望小売価格に対して一律の値引き予定価格を提示すること。 ただし、この値引きが困難な一部の飲料は除く。		0～8 ※追加配分あり		
④提供価格（説明、金額）				
飲料の提供価格において、電子マネー使用時の提供予定価格が現金価格より安価に提供できる場合は、提供予定価格を提示すること。		0～1		
⑤賞味期限の取扱い				
取り扱う商品の賞味期限について、貴社のコンプライアンス等で取り決めがあれば資料を用いて説明すること。		0～1		

2. 電子マネー	<p>①電子マネーへの対応</p> <p>自動販売機への電子マネー機能に対応することについて、対応可能な場合は対応電子マネーの種類ごとに挙げて説明すること。（マルチタイプ、交通系）</p>		0～1	
3. 売上手数料	<p>①売上手数料</p> <p>売上手数料について、毎月の売上高の3%を最低限担保することとし、予定手数料を提示すること。</p>		0～8 ※追加配分あり	
4. 保守等	<p>①飲料の入れ替え頻度</p> <p>飲料の更新頻度につき、具体的に理由を付して説明を行うこと。別図で示した自動販売機毎に取扱いが異なる場合は自動販売機毎に説明すること。また季節により異なる場合があればその旨を説明すること。</p>		0～2	
	<p>②補充回数</p> <p>別図で示した各自動販売機の1週あたりの補充回数を示すこと。また季節により異なる場合があればその旨を説明すること。</p>		0～1	
5. 災害対応	<p>①災害時の対応（被災時の対応及び操作方法）</p> <p>自動販売機内の飲料を、本校及び近隣住民等の被災者へ供出する場合の、提供方法（災害対応自販機の場合は、その機能）を、図等を用いて説明すること。</p>		0～1	

6. 連絡体制	<p>①故障時の確認方法及び受付時間</p> <p>自動販売機に故障が発生した場合の確認方法（自動発信、使用者からの通報等）を示すとともに、対応にかかる所要時間について説明すること。 曜日等により対応が若干異なる場合は、曜日ごとの対応について説明すること。</p>		0～2	
7. 防犯対策	<p>①防犯・管理対策の有無（保険等含む）</p> <p>自動販売機への防犯対策について説明を行うこと。 設置された自動販売機に物的な損害が生じた場合の責任の割合や保険の範囲について、具体的な数字を示して説明を行うこと。</p>		0～1	
8. 使用済容器	<p>①使用済みボックスからの回収回数</p> <p>使用済み容器の回収について、仕様書で示した自動販売機別の1週あたりの回収の頻度について説明すること。（学生の長期休業期間（夏期・春期）を除く）</p>		0～1	
9. 実績	<p>①直近3年以内の同種納入実績</p> <p>貴社が行った直近3年（2015年4月からの契約（設置等）開始以降）の、国・地方自治体・教育機関等との契約実績について、「契約方式」・「団体等名」・「設置台数」・「管理内容」についてリストをもって示すこと。</p>		0～1	
10. その他	<p>①その他アピールポイント</p> <p>上記に挙げた評価項目以外でその他アピールポイントがあればアピールポイントごとに番号を付し、簡潔に説明すること。また、営業及び補充担当の職員へ義務付けている研修等があれば記載すること。 必要に応じて説明資料を添付すること。</p>		0～5	
11. 総括	<p>①説明のわかりやすさ</p> <p>全体を通して、評価項目（審査基準）について、はじめて聞く者に対して具体的かつわかりやすい説明・提出資料となっているか。</p>		0～1	

公募企画競争における委任状について

- 1 競争加入者本人（競争参加資格者名簿に登録されている者（以下「本社（本店）」という。))が参加する場合

委任状は不要

- 2 本社（本店）の委任を受けて、代理人（営業担当者等）が参加し、本社（本店）と契約する場合

別紙3-1の委任状

- 3 本社（本店）の委任を受けて、代理人（支店長等）が参加し、支店等と契約する場合

別紙3-2の委任状

- 4 本社（本店）の委任を受けて、支店等で支店長等の代理人（復代理人）が参加し、支店等と契約する場合

別紙3-2の委任状

別紙3-3の委任状

宇部工業高等専門学校 御中

委任者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇の〇
(法人名) 〇〇〇〇株式会社
(役職・氏名) 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

委任状

私は、〇〇〇〇を代理人と定め、貴校との間における下記事項に関し、一切の権限を委任します。

記

委任事項

1. 企画提案書及び見積りに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 契約業務の履行に関する件
4. 復代理人の選任に関する件
5. その他契約に関する一切の権限

受任者使用印鑑



宇部工業高等専門学校 御中

委任者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇の〇

(法人名) 〇〇〇〇株式会社

(役職・氏名) 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記事項に関し、一切の権限を委任します。

記

受任者

(住所) 〇〇県〇〇市〇〇町2-2-2

(法人名) 〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所

(役職・氏名) 営業所長 〇 〇 〇 〇

委任事項

1. 企画提案書及び見積りに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 契約業務の履行に関する件
4. 復代理人の選任に関する件
5. その他契約に関する一切の権限

受任者使用印鑑



宇部工業高等専門学校 御中

委任者 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町 2-2-2
(法人名) 〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所
(役職・氏名) 営業所長 〇 〇 〇 〇 ⑩

委任状

私は、〇〇〇〇を、株式会社代表取締役〇〇〇〇の復代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記は一切の権限を委任します。

記

事項名 宇部工業高等専門学校自動販売機設置及び管理業務の公募に関する一切の件

受任者使用印鑑

